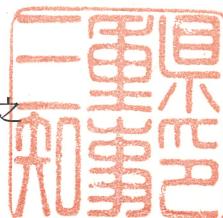


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都市伏見区久我西出町4番地38
 氏 名 伏見クリエイト株式会社
 代表取締役 文 祐基

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許 可 の 年 月 日 平成31年 4月 7日
 許可の有効年月日 令和 6年 4月 6日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）以上8種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6年 4月 7日	新規許可	平成16年 4月 7日	更新許可
平成11年 2月 8日	変更許可	平成21年 4月 7日	更新許可
平成11年 4月 7日	更新許可	平成26年 4月 7日	更新許可
平成11年 6月 23日	変更許可	令和 5年 4月 28日	代表者の変更届による書換

5. 積替え許可の有無 無

市名 一

許可番号 一

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有